

第 300 回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和6年5月 17 日(金)

於 : 県北振興局天満庁舎 2 階 A 会議室
(佐世保市)

第 300 回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月 17 日(金) 14 時 00 分 ～ 15 時 10 分
2. 通知年月日 令和6年5月9日(木)
3. 公示年月日 令和6年5月9日(木)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸
7. 欠席委員 萬屋隆則
8. 出席者 委員会事務局 尾崎局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 本田参事、本多主任技師
壱岐振興局水産課 勝俣課長
9. 議 案
 - ・第1号議案 長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)
 - ・第2号議案 北区第 1309 号及び北区第 1310 号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)
 - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・その他
10. 議 事
開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第300回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

事務局長の尾崎でございます。

この度の4月の人事異動により、当委員会の事務局長として新たに着任いたしました。

よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。

本日は、萬屋委員が欠席ですが、14名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

また、今回は議案の説明のため漁業振興課から本田参事および本多主任技師が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

事務局長

また、4月の人事異動で壱岐振興局水産課長に着任された勝俣課長も出席しておりますのでご紹介します。

壱岐振興局

(挨拶)

事務局長

それでは、以降の進行を山中会長にお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「安永委員」と「浦田委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

・第1号議案 長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)

・第2号議案 北区第 1309 号及び北区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に

付加された条件の変更について(諮問)

・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

・そ の 他 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)

となっております。

また、本日14時45分から14時55分まで、第1号議案に関する公聴会を開催することになっておりますので、あらかじめご了解願います。

それでは、第1号議案「長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)

・北区計第 526 号、527 号、529 号及び 2061 号 削除

・北区計第 1800 号、3518 号、3519 号、2502 号、2503 号及び 2505 号～2507 号 追加

会長

ただいま、説明がありましたが。何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第1号議案「長崎県北部海区漁場計画(案)について」は、14時55分の公聴会終了後に採決することといたします。

会長

続きまして、第2号議案「北区第 1309 号及び北区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)」を上程します。

会長

事務局の説明の前に確認します。条件の変更について当事者から事務局に意見の申し込みはありますか。

事務局

当事者である中野漁協から意見の申し込みはありませんが、陳述書の提出があつております。

会長

陳述書も含めて事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○第2号議案 北区第 1309 号及び北区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)

- ・漁業権者である中野漁協から請願があり、条件の変更を行おうとするもの。
- ・請願の趣旨は、経営が苦境にある中、ALPS処理水の海洋放出による中国の禁輸措置以降、魚価が下落するなど一層苦しくなっており、薄飼いによる歩留まり向上を図りたいというもの。
- ・変更内容は次のとおり。

1. 北区第1309号

円形20m生簀 6台を8台へ増設

生簀の総面積 1,884 平方メートルから 2,512 平方メートルへ拡大

2. 北区第1310号

円形20m生簀 6台を8台へ増設

生簀の総面積 1,884 平方メートルから 2,512 平方メートルへ拡大

※1 年あたりの天然種苗の活込尾数は 690 尾のまま変更なし。

- ・漁業調整委員会から中野漁協に対して公開による意見の聴取を実施する旨の通知を発出し、それに対し中野漁協からは条件の変更内容について異議ない旨の陳述書の提出があつた

会長	ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
各委員	ありません。
会長	ほかにご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議等もないようですので、第2号議案「北区第 1309 号及び北区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。
会長	事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読、資料説明) ○第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問) ・本庁許可:「小型いかつり漁業」 ・県北振興局専決許可:「手繰第3種なまこけた網漁業(福島地区)」
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員	ありません。
会長	ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。 はじめに、本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。 続きまして、県北振興局許可の「手繰第3種なまこけた網漁業(福島地区)」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので県北振興局許可の「手繰第3種なまこけた網漁業(福島地区)」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	説明の途中ですが、公聴会の時間となりましたので、委員会を休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

会長

ご異議等ないようですので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催します。

《委員会休会》

《委員会再開》

会長

それでは委員会を再開いたします。

会長

第1号議案の採決を行います。

それでは第 1 号議案「長崎県北部海区漁場計画の変更(案)について」、採決いたします。第1号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいですか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第 1 号議案については諮問原案通り変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして「その他 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」を漁業振興課から説明をお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

○その他 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)

- ・令和 6 年 6 月までの管理期間分について追加配分があったもの
- ・国から 3,000 トンの追加配分。鹿児島県及び大中まき網から 2,000 トンの融通。
- ・その他、県の留保 1,300 トンを中型まき網漁業枠に配分。

会長 ただいま報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員 質問なし。

会長 その他につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局 (資料説明)

○その他 北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視について(報告)
・3月及び4月の監視結果を報告。

事務局 なお、3月の委員会の際、片岡委員から「昨年(2017)の5月下旬に県が民民の契約書の提案を佐世保市漁協に説明した後、佐世保市漁協から汚濁を流して迷惑していると相談はなかったか確認しておくように。」、また「佐世保市相浦漁協からも言っているはずだ。」とのご発言がありました。この件について確認したところ、提案の説明後から8月17日の委員会までの間にそういった相談の記録はありませんでした。以上、前回の委員会の宿題に対する確認結果を報告させていただきました。

会長 ただいま報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

会長 その他につきまして、ほかに何かございませんか。

各委員 ありません。

会長

事務局から何かありませんか。

事務局

次回の開催についてお知らせします。

今回は6月中旬にさば類の知事管理漁獲可能量の設定、クロマグロの追加配分に係る県計画の変更、新規許可の案件を予定しておりますのでよろしくお願いします。

早速ですが、週明けにも日程調整を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第300回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 15:10

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印